

### 第3回(第2期)さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会会議録

日時：平成21年12月18日(金) 18:30~20:40 会場：浦和コミュニティセンター第13集会室

出席：荒木利治、大迫裕男、小野崎研郎、垣花卓信、塩野谷寛行、大工原潤、平 修久、田島理美子、土屋ひろみ、中野一恵、長沼和子、堀越栄子、柳田秀一、山口文男(敬称略50音順)

(市民活動支援室：島崎正彦 事務局：東 一邦、三浦匡史、徳永 緑)

欠席：親松高穂、市橋秀夫、大久保秀子、星野和央(敬称略)

議長：平 修久 記録：徳永 緑

次第：

#### (1) 議事

- ① 指定管理業務と協働管理運営の評価について
- ② 利用者懇談会報告
- ③ 市民活動サポートセンター内の「署名活動」について
- ④ パソコンコーナーの「コンピュータの情報セキュリティ対策」について

#### (2) 市民活動サポートセンター指定管理者からイベントなどの報告

#### (3) その他

#### (4) 今後のスケジュールについて

事前配布資料：

さいたま市市民活動サポートセンター利用者・利用団体状況

利用実績等月例業務報告書—2009年9月・10月

利用者懇談会部会より「署名活動をしてよいか」「WEBアクセスの制限について」

評価部会より「業務&協働管理運営評価採点シート」「評価のための資料A・B・C」

さいたま市市民活動サポートセンター機関紙「COM-ONNo.4」

月刊「おーぷん市民活動の窓No.19」

当日配布資料：

【当日資料1】さいたま市市民活動サポートセンターにおける署名活動に係る取扱い(案)

【当日資料2】さいたま市市民活動サポートセンターに関する受付意見及び対応一覧

【当日資料3-1】さいたま市市民活動サポートセンターパソコンコーナー運用手順(案)

【当日資料3-2】(同上)パソコンコーナー・利用者登録申請書、利用者登録カード

【当日資料3-3】(同上)パソコンコーナー・利用申込書

【追加資料】「業務&協働管理運営評価採点シート」委員記入シート

【追加資料】市民活動サポートセンターの利用者意見に係る対応手順

#### (1) 議事

##### ① 指定管理業務と協働管理運営の評価について

(説明)

評価部会の塩野谷委員より評価部会の検討経緯と配布資料について説明された。

・経験の違う各委員の評価を統一して行うことは難しく、各人の評価を座長が取りまとめるしかないと考えた。

指定管理者と市民活動支援室の双方を個別に評価したうえで「協働」を評価するために、まずそれぞれの自己評価、そして、利用市民のアンケート・ヒアリングによりまとめたものから判断する経過として「資料A・B・C」までのすり合わせができたものである。

「A」は、サポートセンターが2年間で何をしてきたかを評価シートの「評価の指標」の項目と合わせて羅列している。指定管理者と市民活動支援室がお互いに評価した判定を◎・○・△で表記した。中には「検討中・進行中」のものもある。

「B」は、利用者アンケートの結果とその分析である。センターの利用しやすさ、指定管理者スタッフの言葉遣い、事業やイベントの評価はほとんどが「良い」と回答している。利用者の意見の反映については、どう答えてよいかわからない回答者が6割を占めており、利用者意見とその対応内容について改善の余地があることを示している。センター利用の効果については、各機能別に総じて一定の効果があったことを示す数値が出ているが、「相談・コンサルティング」の機能と「学習」の機能の回答件数の少なさ、また、Webの効果の「役にたったかどうか分からない」という回答が半数以上を占めており、工夫の余地があると考えられる。利用したことがない理由は、「利用したいが機会がない」や「存在を知らない」という回答があり、出前講座の実施や利用しやすさについてのヒアリングの必要が浮かび上がっている。

「C」は、2007年から2009年までの「協働管理運営」に関するスタッフ・職員へのアンケートである。双方とも相手がいる「協働」を肯定的にとらえているが、対等な関係づくりの認識には温度差があり、やりにくかった点や改めてほしい点が多々あることが分かった。また、それぞれに相手に学んできた2年間であり、学び合う関係を築けた点において「協働管理運営」の良さをそれぞれに評価している。課題として整理したのは、①「協働」における「対等なパートナーシップ」を保障するためのしくみづくり、②立場の異なる市民と行政のコミュニケーション深化の方法、③市民の「思い」と行政の「ルール」といったそれぞれの持ち味の活かし方、の3点である。

この「A・B・C」を踏まえてどうするのか、対象で見れば指定管理者への評価になるが、20点満点の採点方式を考えた。5点満点や10点満点の場合収束しやすい点に収まってしまうため、バラエティに富んだ見方が表れやすいための20点であり、合格点の目安を12点とした。また点数だけでは反映できない評価の視点を次期の指定管理者募集の仕様書や予算書に盛り込むためコメント欄を設けた。

今後のスケジュールは、資料をじっくり見たうえで年内に評価シートを提出いただき、お正月明けにまとめ直し、その後は次回協議会まで会議がないため座長一任とさせていただきます。評価をどうやるべきかについては、決まったことがなく、まだやったこともないので強引にポイントを絞り込んだ。まずは実績の評価が必要という視点で簡単にまとめてこの資料のページ数、13ページにもなること、公平な目でまとめの評価をするために指定管理者にも市民活動支援室にも短期間で整理していただいたこと、評価部会としてはやっつけ仕事の側面はあるが、この資料や評価シート作成の裏に汗と涙があることをご理解いただきたい。(塩野谷委員)

#### (質疑)

・評価シートにコメントを書いた人もあるが、改めて塩野谷委員の話と資料を踏まえて、書き損ねたコメントなどあれば出していただきたい。(平議長)

→20点満点の根拠をお聞きしたい。(中野委員)

→満点が10点だと8点に収斂される。20点にした方が点数がバラけてそれぞれの強み・弱みの濃淡や、考

え方が見える。「採点してお疲れ様」とならないように考えた。(塩野谷委員)

- ・点数をつけるにあたっては考えていることもありコメントしたいと思ったが、コメント欄がせまくて書いたことが書けなかった。(田島委員)

→ぜひコメントをいただきたいので別紙でお願いしたい。(事務局：東)

- ・ほとんどの方が合格点以上をつけているが、合格点を12点とした前提の配点であえて12点以下をつけた方に意見を伺いたい。「がんばれ」というメッセージを含めて提案をいただきたい。(平議長)

→岩槻区、見沼区のグループにとっては、サポートセンター全体の動き方が届きにくいことがはっきり分かる。「イベントの案内が届いても、あの遠い浦和から来たのか」という想いが強く、グループ全体に聞いてもサポートセンターまで足を運ばない現状である。(長沼委員)

→10点満点の時の8点を想定し、16点が落とすところと判断した。1期目なので評価の方法や到達点が決まっていない段階であり、半分の10点を合格ラインと考えたため全般的に低い採点になっている。(中野委員)

- ・点数に限らずコメントがあれば出していただきたい。(平議長)

→各指標の項目の平均値として算定した結果、数値が下がっている。大項目の「1～3」が一緒になっているまとめ方がいいのか、施設の有効利用が必要な項目か疑問に感じた。(大工原委員)

→最初から小項目で評価するのは大変なので、3つの理念と6つの機能という整備基本計画をもとに設問を作成した。(平議長)

- ・評点の目安として、5点満点で小項目を評価した。(中野委員)

- ・最初から点数をつける作業は大変なので、大工原さんと一緒の考え方で小項目ごとに算定して出した。(土屋委員)

→細かいレベルで採点していく方が今後の改善点を見つけるためにも役立つ。(平議長)

- ・評価のポイントとして2点ある。利用者として頻繁に利用しており、いろいろな点を見ている視点。もう一つは、サポセンができる前から見せてもらっている過程を踏まえた評価。利用しているグループの役員会で15名の意見を聞いた上で評価もしており感覚的な面もあるが、細かくというよりは反省点も含めた総花的な評価となっている。(荒木委員)

- ・人によつての配点の差もあるが、項目の重みが全部一緒でいいのかという疑問がある。価値の判断の違う事項、例えば、団体ロッカーの活用度と理念を問うレベルが一緒でもいいのか。(小野崎委員)

→今後の課題である。(平議長)

- ・大項目の選定は行政評価の視点でもあるのか。重要なものは加点して最終的な評価につなぐやり方も必要ではないか。(土屋委員)

→サポートセンター施設そのものに対する評価と指定管理者に対する評価を分けるべきだが、なかなか分けられない部分もあるが、極力分けて評価したい。(平議長)

→元々は大項目だけで評価を考えていたが、整備基本計画をイメージした上でやっていただくために項目の指標をあげることで「勘でやってください」という内容になった。1番は50点、2番は30点、3番は20点という風に最初から項目に重みの違いをつけることはできないと判断した。あえて並列に置くことで、理解の中身や現場の運営から判断できる付加価値をつけないこととした。(塩野谷委員)

→現段階では到達目標は示しにくく、今回のやり方でやりにくい点があれば、よりの確なやり方に変えていくことができる。(平議長)

- 過渡期の段階での点数は判断が難しい。評価は市民活動支援室のためのものではなくよりよい運営のためのものであり、評価のベースにはすり合わせが必要であり、次のステップでの課題でもある。(塩野谷委員)
- ・ もう一項目、「運営協議会の評価」も必要かもしれない。(中野委員)
  - 「協働管理運営が適切に機能しているか」のなかで評価の対象としている。(平議長)
- ・ 今回の評価はサポートセンターの質に重点が置かれているが、労働環境の評価、スタッフが安定的・継続的に責任を担える状況にあるのか、財政や基盤の部分の視点も必要であり、次回には組み入れることが望まれる。(堀越委員)
  - 労働環境や財政基盤については是非聞いてもらいたいことがある。(事務局：東)
  - 内部監査的な役割を果たす機能がないため、労働環境やお金の問題については自己評価のポイントになる。(塩野谷委員)
  - 給与の実態や残業の要因など、人件費、事業費のまとめの中で資料を出すことは可能である。また、スタッフの率直な感想を出すこともできる。(事務局：東)
- ・ これまでの意見も合わせて評価部会で整理し、次回運営協議会に示すこととする。その評価のまとめを基に市民活動支援室が次期指定管理者募集の際の仕様書と積算書を作成することとなる。(平議長)

## ② 利用者懇談会報告

### (説明)

利用者懇談会部会長の小野崎委員より、事前配布資料「署名活動をしてよいか」「WEB アクセスの制限について」に基づき、これまでの経過及びそれぞれ利用者懇談会で話し合われた結果が説明された。

- ・ 今年度の利用者懇談会は、年4回程度、偶数月の19日に開催することとし、8月、10月に開催し、明日12月19日に第3回目を行う。ワーキンググループでの意見交換は、大工原委員、中野委員、平座長、小野崎と事務局で実施している。昨年度の経過から、利用者の意見を求めてもなかなか出しづらいため、テーマを投げかけて来館者の意見を拾い上げ、館内掲示しディスカッションするという流れをつくり、前回は「署名活動」と「Web アクセス制限」を主な議題として懇談した。「署名」については、8月19日の意見交換の結果を基に、前回の運営協議会で協議し、「条件付きでOK」とし、実施条例運用の基準づくりを市民活動支援室と指定管理者で検討することになった。「Web アクセス制限」については、公共施設での望ましくないパソコン利用を防ぐために、利用者の意見というより市民活動支援室からの問題提起としてワーキンググループで話し合った結果、制限ソフトの試用期間を1カ月とし、試用期間中の意見受付を館内掲示の上、10月19日に利用者懇談会を開催した。利用者懇談会後のワーキンググループでも熱い議論が交わされ、対処方法について市民活動支援室と指定管理者で方策を紙に落とし込み、本運営協議会に提案することとなった。いずれも、この後の議題として検討していただくことになる。明日の懇談会のテーマは「印刷作業室へのご意見」で、事前の意見集約を基に議論することとなっている。

利用者懇談会ワーキンググループは、利用者懇談会の準備だけでなく、市民活動支援室と指定管理者の意見を整理して利用者に伝える、議論の経過を聞いてしまった立場もあり、利用者懇談会とワーキンググループの区別についても、指定管理者側と協議していきたい。(小野崎委員)

- ・ 特定のテーマについては、運営協議会の場や、指定管理者と市民活動支援室の議論のみでははかれないものがあり、利用者懇談会のワーキンググループでたたき台をつくることを了解していただきたい。(平議長)
  - 全員の了解が確認された。

- ・前回の運営協議会でも協議された「利用者意見への対応のしくみ」について、利用者懇談会を含めた利用者の意見がサポートセンター運営に反映される対応手順が追加資料で配付されている。説明を事務局にお願いしたい。(平議長)

→1枚目は対応の仕組みのチャート図、2枚目は利用者意見を得るコミュニケーションカードの意見一覧である。コミュニケーションカードは提出件数が少なくなり、新しいフォーマットを見直す意見も出ている。多くは使いやすさへの感謝の言葉だが、中には提案や要望もある。これらの意見は1週間ごとにまとめて市民活動支援室と情報交換し、協議するべきテーマがある場合は連絡調整会議で検討し、運営協議会に報告し、意見を求めている。運営協議会で決定したことは、館内掲示、Web 掲示で利用者に伝え、また、利用者懇談会のテーマとする場合もある。利用者の側から言えば、いつでも書けるコミュニケーションカードや Web サイトを通して意見を述べることができ、さらに誰でも参加できる利用者懇談会の、大きく 2 つの方法で声を届ける仕組みが用意されていることになる。(事務局：東)

→このしくみは利用者懇談会参加者にも説明している。(平議長)

#### (質疑)

なし

### ③ サポートセンター内の「署名活動」について

#### (説明)

事務局の東より本件提案の経過が説明され、その後「当日資料 1」について市民活動支援室の島崎より提案された。

- ・9月4日の運営協議会の協議を経て利用者懇談会ワーキンググループの検討を合わせて市民活動支援室と指定管理者で考えた署名活動の取扱い案を検討していただきたい。(事務局：東)
- ・取扱いのたたき台を作成した立場から説明する。発端は、7月末の交流イベントにおいて子どもの皮膚の病気治療に必要なガーゼ購入の保険適用への署名活動の要望であり、館内アンケートでは「制限対象ではなく条件付きで実施してもよいのでは」という意見があった。8月19日の利用者懇談会でも、全て反対ではなく、実施にあたっての課題解決を求める意見が出された。課題は、①個人情報の漏洩、②他の利用者のミーティング等の邪魔にならないか、③署名の内容判断、の3点に集約された。9月4日の運営協議会では、「望ましくない」との意見もあり、許可の範囲や公共性の判断を別途審査組織をつくって行う必要なども指摘された。また、そもそも市民活動における署名とは何か、前例の確認やできる場合の公共性の判断と個人情報の問題を考えることの提案、また、イベント時に限定し支援の幅を広げる提案も出された。前回の運営協議会の意見提案を得て今回までに取扱いルール案を作成することとなり、10月19日の利用者懇談会でのたたき台により参加者と意見交換し、利用者の意見を踏まえ、利用者懇談会部会の意見も入れて作成したものである。

(以降資料音読、以下補足的説明箇所のみ記載)

「1 基本的な考え方」としていきなり「禁止事項とする」とあり何だろうかと思われるかもしれないが、例えば「チラシ設置」においても「許可」が必要である考え方と同様の見解である。「(1)」にはこれまでも多目的展示コーナーで開催されている高齢者団体の写真展示等における芳名帳の記帳は入らない。

「2 許可する場合の基準等」の「(4)、(5)、(6)」はNPO 法を参考にした「さいたま市市民活動及

び協働の推進条例」上の基準を示している。「(7)」は「公益性」を謳い、例えば、以前の近鉄バッファローズを存続させる署名活動などいかなるものかと思える活動を明確な基準により外せるように入れている。「(9)」は許可にあたっては場所と時間が限定されることを示している。「(13)」においては、署名簿を個別票にしたり、メールボックスを活用する提案など、指定管理者と協議したいと考えている。

「3 手続き」に示した様式はこれから作成する。「(8)」の館内掲示は販売の収支公表と同様、報告書として市民にも見ていただく提案である。

「4 その他」では、現行の条例（さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則第 15 条）の文言中の「等」に、署名を含める解釈で相当とし、条例の改正には至らないことを示している。（市民活動支援室：島崎）

## （質疑）

- ・「1 基本的な考え方」の書き方は行政的な表現パターンで読みにくい。「(1) (2) (3)」を独立させず、注意書きにしないと唐突な印象がある。特に、「(3)」は「1」の注意書きより「2 許可する場合の基準等の (2) に含めるのが妥当である。また、「2 許可する場合の基準等 (11) の『個人情報漏洩等』の「等」はいらぬ。同じく「(13)」の冒頭の「指定管理者と」は後方に移節し、「他の利用者の迷惑にならない署名活動の実施方法については、指定管理者と予め協議する」とした方がよいが、「基準」に入れることではなく、「3 手続き」に入れることではないかと思う。全体的な表現を含めて、利用者に表示文書ではなく、内部資料だと考える。（塩野谷委員）

→指摘の点を修正し、また、内部資料と利用者向けで分離させたい。（市民活動支援室：島崎）

→条例に基づいて署名の許可を得ようとするれば、先ず 3 カ月前から多目的展示コーナーを予約しなければならず、サポートセンター内で署名活動をするより駅前で行った方が効果的でもあるし、実際の申請はそう多くはないかもしれない。また具体的に相談のあった事例は、当初の表皮水泡症の団体と「北朝鮮拉致被害者を救う会」の 2 件のみだった。（事務局：東）

- ・「2 許可する場合の基準等」の「(5)」の「政治上の主義」には、例えば民主主義の理解の推進などを解釈することも可能であるから「狭義の主義」を指しているのだと思うが、広く解釈した場合の意味はどこまでを指すのか。（大工原委員）

→NPO 法にも同様な項目があるが、それは NPO としてではなく、「政党」や「政治団体」として行う活動を指している。「北朝鮮拉致被害者の問題」でも「介護保険の改正問題」などでも政策上の問題は市民活動とは切り離せない問題であって、これらを対象とは考えるべきではない。「政治上の主義」とはコミュニズム、ソーシャリズムなどを指しているのだろうが、「民主主義」というのはイデオロギーとしての主義ではないから同じには語れないと思う。昔の公民館のように、「市政について考えよう」というのも駄目などということはおかしいし、なるべく狭く解釈したいと考えている。（事務局：東）

- ・この取扱いを書いた人は誰か、主語が分からない文章になっている。「3 手続き」では語尾は「ものとする」という行政的な表現になっているが、これは指定管理者が行う取扱いではないのか。「様式 2」は重い意味を持っていて、許可によりサポートセンターがお墨付きを与えた印象を利用者に与えない配慮が必要である。サポートセンターが支持をするのではなく、場所の提供のみであることを示すには、「様式 2」の書きぶりの確認も必要となる。（大工原委員）

→この文書は指定管理者が出すのか。（平議長）

- 指定管理者だと思うが、行政との連名でもいいのではないか。(事務局：東)
- 確認を要する点として、発信者の名前が必要ということと、サポートセンターが署名を支持する訳ではないことを確認できる文言を入れることの2点を整理しておく。(平議長)
- ・主語が指定管理者となる場合、主体が変わったときのルールとして取り決め事項に「時限」をつけなくてよいか。(事務局：三浦)
- 市が入ったの協議であるから継続性があり、見直しはあるとしても、また一からやり直しをしなくてもいいのではと思う。(市民活動支援室：島崎)
- 主体が変われば違うルールを提案することも考えられる。パソコンのセキュリティを完全に外してしまおうというような積極的な意見を出す団体もあるかもしれない。(小野崎委員)
- 用意された資料からは、最終判断は指定管理者にあるように読み取れる。(平議長)
- 主体が変わる時にはサポートセンターとしてのルールを引き継いでいけばいいのでは。(小野崎委員)
- そのための引継ぎ期間もある。(市民活動支援室：島崎)
- ここで協議している運営協議会も指定管理者の設置機関であることを考えれば、ルーティンの渡し方を市民活動支援室は決めておかなければならない。ノウハウをそのまま出すことはあり得ない。それを市が無償で渡すことを市民活動支援室がどう考えるかである。(塩野谷委員)
- 結論を出す前に市民活動支援室と指定管理者で協議してはどうか。(荒木委員)
- ・施設の名称である「サポートセンター」を主体として表現することはなじまないと言われるが、一般の市民の方にとって分かりやすく伝えるには、「サポートセンターからの発信」という見方もあることを考えてもいいのではないか。(土屋委員)
- 使う場面に応じて理解を得られる使い分けをしている。(事務局：東)
- ・運営協議会は議決機関ではない。最終的には、内部資料と利用者向けに分けて、市民活動支援室と指定管理者の二者で詰めていただく。(平議長)

### ③ パソコンコーナーの「コンピュータの情報セキュリティ対策」について

#### (説明)

事務局の三浦より、前回の運営協議会以降の懸案事項の協議経過とともに、「当日資料3」に基づき、市民活動サポートセンターパソコンコーナーの運用手順について説明された。

- ・前回の運営協議会の協議結果を受け、インターネット接続の設定環境で匿名性を悪用した犯罪を防止する観点から10月5日よりセキュリティソフトを試用し、セキュリティを強めにかけた実験を1カ月間行った。パソコンの利用環境は使う人と使わない人では判断が違い、これからの市民活動の可能性を広げる伸び代を考慮しても試験をやって良かったと思っている。リスクを恐れて減じられるものもあり、市全体の公共施設におけるIT環境のセキュリティの方針を管轄しているIT統括課との協議も含めて妥協点を見いだすことができた。

これまでは、簡単な利用申込により、スタッフがIDとパスワードを入力し、緩やかなセキュリティにより、個人のメールソフトは不可でもWebメールによるデータの送受信は可能であり、利用方法のスキルがある人や、設定のノウハウを持った人には掲示板やブログに書き込みができる環境だった。書き込みによる誹謗中傷、個人の尊厳を傷つけることがあり得る環境には設置責任のリスクの問題があるが、書き

込めないことによる不満や Web メールへの活用希望もあり、できるようにする方向性を考えながら、犯罪抑止のために好き放題を避ける手法の整理をした。利用者懇談会では、カメラをつけてレコーディングし痕跡をたどる方法や本人認証をする意見が出されたが、利用者の信頼、スタッフの負担、利用者とスタッフ間の心理的軋轢などの問題も想定される。そこで資料に示した利用者登録によるカード発行の際に法令遵守等の同意事項を3点盛り込み、本名、住所など、郵便局での手続きに準じた身分証明手続きを行うこととした。個人情報の管理が困難とする IT 統括課の助言もあり、カードには顔写真も入れず、身分証明証のコピーもとらない。利用時には利用申込書により再度法令遵守等の3点同意事項を確認する。基本的にはこの手続きにより全てのパソコンで書き込み・Web メールが可能となる。市民活動支援室や利用者懇談会では、全てのパソコンを本人確認の対象とせず、気軽に使えるパソコンがあってもという意見があったが、全てのスタッフが環境設定対応することが困難という課題もあり、パソコンを分けることは困難だと判断している。(事務局：三浦)

#### (質疑)

- ・本人確認書類の中に学生証がないところに日頃の学生対応の苦勞が見える。(大工原委員)  
→大学生も使えないのか。(中野委員)  
→他意はない。案は郵便局の様式を参考にしており、学生証でも写真付きは可と考えている。(事務局：三浦)
- ・健康保険の番号を控えたりもせず、見るだけなのか。善意を信じるのか。(中野委員)  
→抑止効果のための手続きであるが、犯罪が起きた場合の捜査協力とは別次元で考えている。団体での使用の際は、その中の一人のカード提示でそこにいる団体のメンバーが皆利用できる運用とする。(事務局：三浦)
- ・写真もなく、貸し借りも可であれば、カード発行の意味がないのではないのか。(土屋委員)  
→パソコンを使う人が犯罪を犯す可能性という前提には立ちたくない。万が一のことを考えて何かあったときに誰が使っていたのか分かるようにしておこうということが原点なのだから、その目的が果たされれば、一つのグループの責任者がカードをもって、その人の責任で他の人が使っても問題は生じないとする。(事務局：東)
- ・利用者登録申請書に発番欄を設けた方がいい。学生証が卒業までであるように期限を指定した方がよい。本人確認の連絡先などの変更もあり得る。また、団体申請ではなく個人申請方式であるなら、「貸し借りできない」の但し書きを入れておくべきだと思う。(塩野谷委員)  
→登録情報は市民活動支援室に帰属するものであるが、指定管理期間の期限を入れることとする。(事務局：三浦)  
→カードの発行者はさいたま NPO センターなのか。(大工原委員)  
→登録情報は市の所有とし、指定管理者が交替する際は市を通じて引継ぎを行う。(事務局：三浦)
- ・申請時にその場で発行するのか。住所確認のために郵送するのか。(中野委員)  
→住所は身分証明証で確認できるが、でたらめかどうかを確認することが本来の意味ではない。クレジットのようにお金が関わる訳ではなく損害も生じないので、即時発行でよいとする。(事務局・東)  
→本人確認とカード発行のタイミングでは、その日に使えるかどうかのポイントになる。(事務局・三浦)  
→図書館利用者カードが即日発行されずに図書を借りられないとしたら利用者は怒るだろうね。(大工原

委員)

→安全な使い方のための確認の利用者カード発行と考えたい。(事務局：東)

- ・申請書の右肩に名前の最初の音字と発行番号を記入すると整理がしやすい。(塩野谷委員)
- ・公共施設の管理者責任として提案した問題であり、施設の設備等を犯罪に悪用されないように対策する管理者責任と、一方で他の公共施設で制限しているインターネットの利用であっても市民活動への利用を可能とする方法を模索すべきであり、それらの均衡のとれた着地点を見出すために多大な協議時間を割いたが、利用者の意見を深く考える機会をいただき勉強になったと振り返っていることを付け加えさせていただきます。(市民活動支援室：島崎)

## (2) 市民活動サポートセンター指定管理者からイベントなどの報告

事務局より、秋の交流イベントの報告と春のフェスティバルの進行状況について説明された。

- ・10月31日と11月1日に開催した秋の交流イベントは、県下一斉に行われた生涯学習フェスティバルの一環としてさいたま市生涯学習振興課との協働で実施したが、生涯学習振興課に協働の意識や発想は全く感じられず丸投げ状態だった。県の教育委員長の、催しについて「これが生涯学習といえるのかというものもあった」という新聞コメントが話題になる中、サポートセンターとしては本来の市民活動支援施設という性格にたって、市民活動と生涯学習について考える企画を行った。6つのテーマで語り合うトークセッションや、15集会室を使って「アートと地域の市民活動を市民の創造力でつなぐ」という基調講演とパネルディスカッションを実施するなど、説得力のあるプログラムを考えて、ほかのイベントとは違ったハードなテーマでにぎやかではないが実りのあるものができた。担当したのは事務局の徳永であるが、運営協議会委員の堀越さんにもセッションの司会やパネルディスカッションのコーディネーターをお願いした。堀越さんから何かコメントがあればお願いしたい。(事務局：東)

→学習と生きるエネルギーと自治はつながっていることが分かって手応えを感じた。(堀越委員)

→柳田さんは10階にいらしたが。(事務局：東)

→予想以上に参加者が多かった。(柳田委員)

- ・3月6日、7日開催の春のフェスティバルの準備を始めている。7団体から8団体のメンバーによる企画委員会で企画の骨格を検討後、2回の実行委員会を40団体ほどで開催し、テーマは「あの手とこの手つながって」と決まった。今回初めて参加する団体もある。前回は90団体がエントリーしているし、実行委員会参加は今月末締切としているのでこれからもっと増えると思う。体験、相談、プレゼン、販売の参加形態で行う。特徴の一つは、3月6日に生涯学習総合センター主催の「子育てフェスタ」とリンクさせること、親子連れの企画、若い母親達の企画委員会が同時に動いている。また、3月7日は仲本地区コミュニティ会議が中心になった実行委員会主催の「もちつき大会」との同時開催が実現し、9階と市民広場がリンクした企画となる。障害者総合支援センターとも協力しあって、授産施設などとも連携する重層的な企画が実現できそうである。前年度、市民活動応援コーナーを設けたが、今年度は企業や非営利団体に市民活動団体と一緒に参加してもらいたいと考えている。階下のパルコも社会貢献したいと相談に来ているが、この時勢に企業にどう話をもっていか提案があれば伺いたい。(事務局：東)

→9階と他のフロアとの連帯感、全館でやっているというイメージをつくる工夫が必要だと思う。例えば8階の図書館と連携して、参加者には本を一冊持参してもらい図書館に寄付をすることで、実際問題として本の購入費にも苦労している図書館運営にも市民が協力できるという風に、できることはある。(塩野谷委員)

→同じフロアの国際交流センターと浦和消費生活センターとは、今回は積極的に働きかけてパネル展示などを行うことにしている。図書館とは夏の交流イベントでは「図書館まつり」に合わせて共催している。10階の浦和コミュニティセンターとは前年度に、フェスティバルの日程を「コミセンまつり」に合わせて連携ができないか追求したが、余り乗り気になってくれなかった。(事務局：東)

→参加する人が「来る」こと自体に参加の意味を感じることが大事。「来た」人ではなく「来る」ことに意義を持たせなければ、同じ人が来るバージョンを脱しきれない。遠くの見沼区と一緒にやるとか工夫がなければ「あの手とこの手つながって」にはならない。遠くの人はどうするのか、一緒にやっていることが分かるようにする必要がある。(塩野谷委員)

→秋の交流イベントで岩槻のコミュニティ会議と連携することができ、岩槻区は毎月1回コミュニティ会議の連絡会を開催していることが分かった。目白大学の学生が参加しているまちづくりの活動団体からも立派な展示参加があり、これからの連携を追求していきたいと考えている。(事務局：東)

→見沼区の区民会議は毎月あっても、行政にお伺いを立てる姿勢で進展がないのが実状である。(長沼委員)

・春のフェスティバルや遠方の地域との連携についてアイデアのある方は事務局へ出していきたい。(平議長)

### (3) その他

用意された議案外の協議提案があるか、議長よりはかられたが特に提案がないため、次回協議会までに議題の発案がある委員は事務局へ連絡することが周知された。また、事務局より「当日資料2」のコミュニケーションカードに寄せられた利用者の意見が説明された。中野委員より当日追加資料「市民活動サポートセンターの利用者意見に係る対応手順」における「軽易な意見」の表現が意見者に対して失礼であること、凡例表記に即した線種の区別により分かりやすい図にすべきことの2点を、利用者の目線で修正するように求められた。この意見に対し、事務局より「軽易な意見」とは「軽易に対応できる貴重な意見」の意味であるが、凡例に則した線種表記とともに修正することが示された。

### (4) 今後のスケジュール

第4回運営協議会は、2010年3月12日(金)18時30分～20時30分に浦和コミュニティセンター15集会室で開催。第4回利用者懇談会は、2月19日(金)にサポートセンターで開催する予定。

以上